交通安全施設整備事業（交差点改良・歩道新設）の進め方

①設計・関係機関協議

・交差点改良、歩道新設のための測量や設計をします。
・道路構造令等に基づく安全な形状で道路を設計します。
・交通管理者等との協議を行い、計画図を決定します。

②住民説明会

・決定した計画について、関係地権者、沿線住民等に説明会を行います。
・関係土地の用地測量の実施について承諾いただきます。

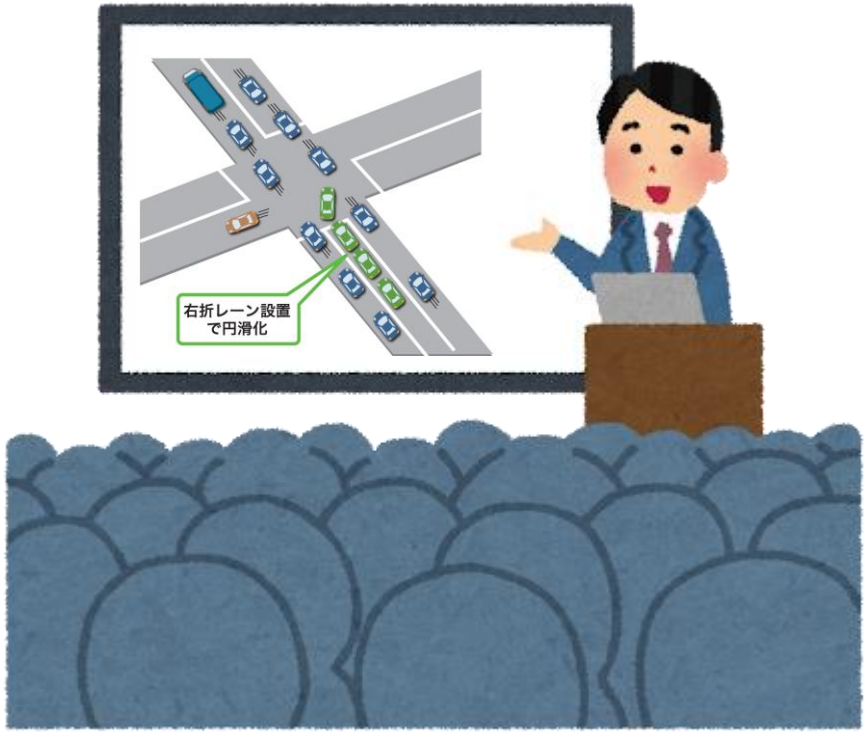

交通安全施設整備事業（交差点改良・歩道新設）の進め方

③用地測量の実施

・道路として取得させていただく土地の面積を調査します。
・土地の境界を確認するため、現地立ち合いいただき境界点を確定したのちに、一軒ごとの土地における道路予定地面積を確定します。

④建物調査の実施

・お譲りいただく土地にある建物、工作物、立木等は、移転していただくことになります。
・この移転に必要な費用(補償額)を算定するために、所定者の立ち合いのもと、詳しく調査いたします。

交通安全施設整備事業（交差点改良・歩道新設）の進め方

⑤用地･補償交渉

･土地代金や建物の移転に伴う補償について、皆様に納得していただけるように、ご自宅、事務所等へお伺いしご説明いたします。

⑥契約･補償金の支払い

･補償内容や土地の引き渡し時期について、了解が得られましたら、契約を交わしていただきます。
･支払いのための要件が整ったことを確認したのちに皆さまの指定された金融機関の口座へ補償金が振り込まれます。

交通安全施設整備事業（交差点改良・歩道新設）の進め方

⑦工事説明会

・工事着手前に説明会を実施します。
・工事期間、工事に伴う影響と対策について説明会を実施します。

⑧工事の実施

・道路拡幅工事を実施します。
・市民、作業員の安全を第一に考慮し工事を実施します。
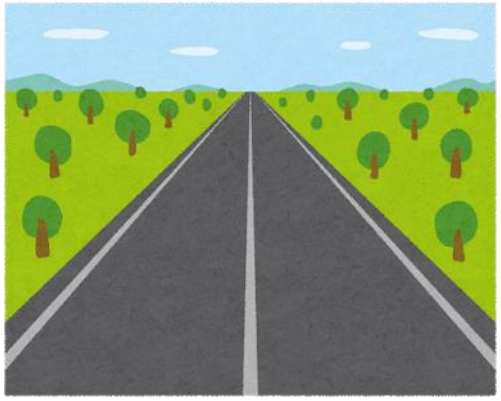
⑨工事完了・供用